

議案第2号

文化財の県指定について

1 提案理由

平成22年12月22日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について
答申があったため

2 根拠法令等

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項

3 指定内容

有形文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	七尾市小島町ヌ63甲	妙観院
考古資料	東大寺領横江荘遺跡 上荒屋遺跡出土品	1,131点	金沢市上安原南60番地 金沢市埋蔵文化財センター	金沢市

4 指定の日

県公報の告示があった日とする

木造阿弥陀如来坐像

種	別	有形文化財（彫刻）	
員	数	1 軀	
所	在	地	七尾市小島町又63甲
所	有	者	妙観院
像	高	69.2cm	
年	代	鎌倉時代前期	
概	要		

七尾市小島町の真言宗寺院である妙観院^{みょうかんいん}は、もとは七尾城山の牛ヶ首にあったが、天正9年（1581）に前田利家によって現在地に移されたと伝えられる。

本像は、妙観院の本尊である。形状は螺髪^{らほつ}を旋毛状^{せんもうじょう}とし、肉髻珠^{にっけいしゆ}と白毫相^{びやくごうそう}はともに水晶^{かんにゆう}が嵌入^{じだ}され、耳朶^{じだ}は環状^{さんどう}で首に三道^{さんどう}をあらわす。膝上^{きゆうじやう}で定印^{じやういん}を結び、結跏趺坐^{けっかふざ}をする。

正面からは張りのある体軀^{たいく}、臂^{ひじ}を広げた安定感のある姿をあらわし、側面からは頭部^{まなじり}がやや下向きの穏やかな姿態が見られる。伏し目で眦^{まなじり}が上がり、頬がゆるやかに膨らんだ円満な顔立ちは、平安時代の優美な王朝文化の伝統を引いた鎌倉時代前期の様式である。衲衣^{のうえ}は左肩から腹前を渡り右肩にかかり、折り返した衲衣の端を中央でU字形に垂らしている。衣文線^{えもん}は写実的でありながら、松葉形衣文^{しんせんじざい}を要所に交えて深淺自在に彫り出されており装飾性への指向が認められ、中央の仏師の技法も各所に見られる。

構造は、少々変則的ではあるが緊密に構成された本格的寄木造りである。像内^{うちく}は内刳^{はぎめ}りが施され矧目^{ぞうてい}と像底地付部^{いじつきぶ}に布張りを施し、像内に黒漆塗りを行った丁寧な仕上げである。全体に漆箔^{しつぱく}を施されていたと思われ、額、首などの各所に箔の痕跡がありその一部には後補^{こうほ}も見られる。

このように、妙観院の木造阿弥陀如来坐像は、鎌倉時代前期の写実性と装飾性を兼ね備え、後補も少なく保存状態も良好であり、県内のこの年代における阿弥陀如来像の基準作といえる貴重な仏像である。このため、文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

東大寺領横江莊遺跡上荒屋遺跡出土品

種別	有形文化財（考古資料）
員数	1, 131点
所在地	金沢市上安原南60番地 (金沢市埋蔵文化財センター)
所有者	金沢市
年代	奈良・平安時代
概要	

東大寺領横江莊遺跡上荒屋遺跡は、金沢市西部、安原川流域の沖積平野の微高地上に立地する、縄文時代から中世までの遺跡である。

昭和62年(1987)から平成3年(1991)までの5次にわたる金沢市の調査によって、奈良時代から平安時代前期には、出土した墨書土器等から荘園であったことが判明している。小規模な墾田開発による初期段階から、王臣家及び東大寺が経営する大規模荘園に至る変遷を、考古学的に確認できる全国でも貴重な荘園遺跡であることから、莊家跡の中核地域6,721㎡が、平成18年(2006)に東大寺領横江莊遺跡上荒屋遺跡として、国の史跡となっている。

今回、指定する考古資料は、運河と考えられる河川跡を中心に出土したものであり、墨書土器725点を含む土器・陶器・土製品809点、石製品・金属製品24点、木簡57点を含む木製品298点の合計1,131点である。

特に「田宮」「綾庄」「東庄」をはじめとする墨書土器群は、極めて多彩な内容を持ち、木簡とともに荘園経営の実態を知るうえで重要である。また、斎串・人形・馬形などの木製祭祀具や瓦塔・鉄鉢などの土製仏具類、素文鏡・鈴などの金属製品、さらに様々な生活具は、当時の信仰の在り方や生活実態を示すものである。

このように、東大寺領横江莊遺跡上荒屋遺跡出土品は、県内では唯一の質・量とも豊富な内容を持ち、奈良時代から平安時代に営まれた荘園の経営や生活・信仰を示す貴重な学術的資料であり、その文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。